

重層的支援体制整備事業とは

「高齢」「障害」「子ども」「生活困窮」と分かれていた相談を、**世帯まるごと・どんな悩みでも受け止める仕組み。**

社会福祉法 第106条の4 / 令和3年4月施行 / 市町村の任意事業

基本となる「3つの柱」—— 一体的に展開

1 断らない 相談支援

高齢・障害・子ども・生活困窮、
どの窓口でも、まず受け止める。
本人に寄り添い、解きほぐすところ
まで伴走

包括的相談支援事業

2 参加支援

新規

居場所・就労・つながりなど、本人に
合った社会との接点を、ニーズに沿って
丁寧にマッチング

参加支援事業

3 地域づくり 支援

交流の場や住民活動を育て、困りに
気づき合える地域の土台をつくる

地域づくりに向けた支援事業

ケースを検討する「2つの会議」

重層的支援会議

本人同意あり

本人の同意を得たケースについて、支援プランの適切性・支援の終結・社会資源の充足状況などを検討する、多機関協働事業の中核となる会議。

支援会議

本人同意なし可

本人の同意が得られない場合でも、構成員に守秘義務を課すことにより、関係機関で情報を共有し、必要な支援体制を検討できる会議。

3つの柱を支える「2つの機能」

多機関協働

新規

単独の機関では対応が難しい複合的なケースで、関係機関の役割分担と支援プランを束ねる「束ね役」を担う。重層的支援会議・支援会議の運営を含む

アウトリーチ等を通じた継続的支援

新規

長期のひきこもり・セルフネグレクト等、自ら支援を求めることが難しい方にこちらから出向き、信頼関係を築きながら関わり続ける伴走支援

新規 = この事業で新たに加わった部分（相談支援・地域づくりは既存事業を引き継ぐ）

全国の広がり

令和3年度 **42市町村** から、令和6年10月時点で **473市町村**（実施予定）へ拡大。それぞれの地域の実情に合わせ、多様な進め方がされている。

茨城県 土浦市 —— ふれあいネットワーク

どんな事業があり、どう流れるか

地域住民（高齢・障害・子ども・困窮ぜんぶ）

月約1,000件

※社協が運営する複数の窓口の合計（問い合わせ含む）

1 一次窓口：地区公民館 × 地域ケアコーディネーター（社協配置）

常駐／幅広い相談を受付

第一

第二

第三

第四

第五

第六

都和

新治

8中学校区相当エリアに1名ずつ配置（最新の配置は社協に要確認）

解決しない複合ケースを上げる

2 スクラムネット（支援会議）

月1回

R6年度 年約100件

公民館で解決が難しいケースを、関連団体呼んで連携・対応

さらに難しい複合ケースを上げる

3 ふれあい調整会議（医療含む多機関）

隔月

R6年度 年50件弱

スクラムネットでも解決できない複合ケースを、医療機関を含めた多機関で検討

同じ「ふれあいネットワーク」の枠で一体運用

参加支援 社会とのつながり創出

地域づくり 生活支援体制整備事業がベース

アウトリーチ 支援が届かない人に届ける

公民館を最前線に、3層の会議体で受け止める / 人口約14万人

特徴・強み

1 公民館を最前線の相談窓口

新しいハコモノを作らず、既存の地域拠点（中学校区の公民館）を活かしている

2 段階的に集まる場を定例化

どの段階で誰が関わるかが現場に見える。月1回・隔月で定期的に顔を合わせる

3 社協が現場、行政は後方支援

人事異動に左右されない安定運用。重層制度より前から実践し制度に乗せた

多機関協働・アウトリーチの取組

多機関協働 社協配置の地域ケアコーディネーターが受け止め、スクラムネット・ふれあい調整会議で束ねる

アウトリーチ 地域ケアコーディネーターが公民館に常駐し、地域に向く相談を日常的に実施

長野県 松本市 —— 誰も取り残さない全世代型支援体制

目的・メンバー・頻度を分けた「集まる場」を体系的に設計 / 人口約23.1万人

会議体の体系（令和5年度～）

福祉政策課が束ね役を担う（直営／2名兼務：保健師＋社会福祉士）

新たな窓口は作らず、既存の場に役割を分担して機能させる

統括 課長会議

年1回

部長級も参加。本事業全体の事業計画を策定。年間の重点取組を決め、各会議体を方向づける

庁内① 包括的相談支援 庁内推進チーム

年2～3回

断らない相談の体制づくり。福祉だけでなく、**市民相談・納税**などの課も加わる

庁内② 地域つながりづくり 庁内支援チーム

年2～3回

地域づくりを担当する課が連携。生涯学習・要保護・生活保護等の担当が集まる

外部① 外部機関連絡会

年2回

NPO／スクールソーシャルワーカー／地域包括／まいさぼ／住宅等が参加し、**困難事例の共有**を行う

外部② 地域つながりづくり 関係者連絡会

年2回

子ども食堂／多文化共生／少年刑務所等。**孤独・孤立対策協議会**も兼ねる

これらの体制をまるごと「第5期 松本市地域福祉計画」に位置づけ —— 見える化

事業名「誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業」（重層的支援体制整備事業）／令和5年度開始

特徴・強み

1 新しい窓口を作らず役割分担

新組織を新設せず、福祉政策課が束ね役として、既存の会議や機関に重層の機能を分散・接続

2 多様な会議を体系的に設計

統括／庁内×2／外部×2と、誰が・いつ・何を話し合う場かを整理

3 地域福祉計画に体制図ごと位置づけ

会議の全体像を計画書に明示し、市民にも見える形で地域福祉計画と一体推進

多機関協働・アウトリーチの取組

多機関協働 福祉政策課（直営2名）が束ね役。5つの会議体を体系的に運用し、目的・メンバー・頻度を分けて設計

アウトリーチ ひきこもり等社会参加サポート事業を社協・NPOに委託（R7.10～）。伴走コーディネーターが本人や家族との関係づくりから丁寧に支援

他自治体の重層的支援体制——4自治体の比較

比較項目	茨城県 土浦市	長野県 松本市	岩手県 遠野市	茨城県 古河市
① 人口	約14万人	約23.1万人	約2.3万人	約13.8万人
② どんな会議 (頻度・実績)	スクラムネット（支援会議） 月1回／R6年度 年約100件 ふれあい調整会議 2か月に1回／R6年度 年50件弱（医療機関も参加）	庁内・外部の多様な会議を体系的に運用 統括（課長会議・年1回）／庁内×2（年2～3回）／外部×2（年2回） 第5期地域福祉計画に体制図ごと位置づけ	重層的支援会議 月1回（定例） 支援会議 月1回（定例） 新規年14～15件／累計70数件	重層的支援会議 2か月に1回／毎回約10名のケースを取扱 コアメンバー会議 前段の小規模会議で事前協議
③ どこが主導	社協が現場を束ねる（市は後方支援）	行政が主導（福祉政策課・直営。令和5年度開始）	行政が主導（健康福祉部福祉課。丸ごと相談員は社協・医療法人に委託）	行政直営＋社協・NPOへ委託（福祉推進課が中核）
④ 束ねている人 (多機関協働事業の担い手)	地域ケアコーディネーター（社協配置・中学校区の公民館に配置）	福祉政策課 多機関協働担当 2名（保健師＋社会福祉士、兼務、直営）	福祉課「支え合い担当」専任1名＋丸ごと相談員 9名（全員専従） 社協委託8＋医療法人1	福祉推進課 正職員 3名（全員兼務）
⑤ 参加支援	第4次地域福祉計画に位置づけ	ひきこもり等社会参加サポート事業（R7.10～） 社協＋NPO法人Gland・Riche委託、伴走コーディネーター配置、月1回定例	丸ごと相談員のコーディネート（引きこもり・住居・就労）／市民サロン「ちょボラ」（社協運営、カフェ・食堂併設）	さんぽ相談室等への委託（ひきこもり相談支援）／電子@連絡帳で日常的に情報共有
⑥ 地域づくり支援	生活支援体制整備事業（高齢福祉課）が中心。生活支援コーディネーター・協議体	地区福祉ひろば（H7～、住民主体）／地域子育て支援拠点／地域活動支援センター／生活困窮の居場所補助	通いの場支援／生活支援コーディネーター／地域活動支援センター／支え合う小さな拠点づくり（11地区センターを地域団体に指定管理）	開始時に庁内説明会を重ね現場へ浸透／サロン活動立ち上げ支援／「地域のふくし相談窓口」のぼり旗／地域福祉活動マイスター制度